

## 平成 30 年度 第二回長野市林業振興審議会議事録

日時：平成 30 年 11 月 27 日（火）午後 15 時 00 分より  
場所：職員会館 3 階会議室

### 開 会

事務局：本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。私、森林農地整備課・主幹兼課長補佐の宮尾 清政と申します。本日の全体の進行を務めさせていただきます。ご協力を宜しくお願ひ致します。

では、只今から平成 30 年度、第 2 回長野市林業振興審議会を開会いたします。なお、議事録作成のため、事務局において録音をしています。ご了解をお願い致します。

### 資料確認

事務局：会議資料の確認をさせて頂きます。事前にお送りさせて頂きました審議会次第・名簿・資料について、ご持参頂いていますでしょうか。お持ちでない場合は事務局に申し出て下さい。他に本日改めて座席表・林地台帳の資料をお手元の机の上に配布しています。また、本日は資料として使用しませんが「平成 30 年度長野市農林業」これは、長野市農林業の平成 29 年度実績等を冊子にしたものでございます。

林業部門に付きましては、前回の審議会で説明させて頂きましたので参考までにご覧頂きたいと思います。以上よろしいでしょうか。

### 日程確認

事務局：それでは、本日の日程について説明させて頂きます。

本日の会議はお手元の次第に従って進めさせていただきます。会議の終了予定は、5 時頃を予定しております。ご協力をお願ひ致します。

続きまして、会議次第の（2）に入らせて頂きます。最初に岡野会長様、ご挨拶をよろしくお願ひ致します。

### 会長挨拶

岡野会長：こんにちは、岡野でございます。本日はお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。すでに、今日の議題として資料を配って頂いており、勉強していただいていると思いますが、今日は「森林環境譲与税」ということを中心にして、皆さんにご意見を頂きたいということでございます。

「森林環境譲与税」について私もそんなに専門分野ではありません。色々調べてみました。

京都議定書の批准から端を発しており、森林の二酸化炭素の吸収面等、から見て、非常に人工林の手入れが悪く、吸収量が落ちているので、それで回復させ

たい、その為には税制的な何かいるのではないかと言うことが主に京都議定書の批准に動いているということでございます。地球環境ということにつきましては、私は結果論ではないかなと思っていますけれども。

国民の皆さんから等しく税金を頂戴する中で、それを市町村単位で活用させていくということでございますので、まずは地域の方から「こういう制度ができるて、良い森林になってきたなあ」、また、地球環境が変わってくる中で、災害が頻繁に起こっているところであります「だいぶ森林、強くなってきたよね、税金払っているけども里山も良くなってきたね」というような実感を伴うような事業を長野市さんにも実行していただきたいと思います。

その結果、CO<sub>2</sub>吸収問題というものもおのずとそこに寄与していくものだと思いますし、住民からのバックアップがないとなかなか成功しないと思いますので、是非、今日の審議会におきましては、皆様から意見を頂戴しながら少しでも良い事業を推進して頂けるよう、皆さんのが憚のないご意見をお聞きしたいと思います。

事務局： ありがとうございました。続きまして、横地農林部長より挨拶をお願い致します。

#### 農林部長挨拶

横地部長： 皆さん、こんにちは。今、岡野会長さんからもお話を頂きまして全て網羅していただきましたので、私の方からは簡単にご挨拶させて頂きたいと思います。

今お話しがありました「新たな森林管理システム」が、来年の4月から始まり、それに伴い、その財源といたしまして「森林環境税」まだ仮称でありますけど、それから「森林環境譲与税」が同じく4月から創設され、各市町村に譲与され、これによりまして安定的な財源が確保されまして、森林整備を推進することで地球温暖化の防止・国土の保全・水源の涵養・快適な生活環境の創出につながり、国民一人一人がその恩恵を受けることが期待をされていると思います。

ただし、全く新しい仕組みでということであります。始まる前でありますが、様々な課題があるものでございます。また、始まつたら始まつたで、また様々な課題が出ることが予想されます。

その中で本日の審議会につきましては、その「新たな森林管理システム」の運用、それから「森林環境譲与税」を活用した事業例について説明させて頂きますが、「新たな森林管理システム」につきましてはある程度林野庁から示されているものの「森林環境譲与税等」に関しては、どんな使い道があるのか明確に示されておりません。その中で来年度から始まるので私どもも戸惑っているところですが、本日はその辺についてご説明いたしますので、専門の皆様からご意見を頂けたらと思っています。よろしくお願ひ致します。

結びに委員の皆様のご健勝とご活躍をご祈念いたしまして簡単ですが挨拶とさせて頂きます。よろしくお願ひします。

事務局： 続きまして本日の会議の開催要件の出席人数について確認をさせて頂きます。本日 2 名の委員さん・小林 健委員と轟 高志委員の方から欠席のご連絡をいただいています。長野市執行付属機関の設置等に関する条例、第 6 条の規定によりますと、会議の成立には委員の過半数以上の出席が必要とされております、本日の会議におきましては、12 名のご出席を得ておりますので、本会議は成立していることをご報告させて頂きます。

それでは（3）の議事入らせていただきます。条例に従いまして、会長が会議の議長となるということですので、岡野会長様、会議の進行をお願い致します。

岡野議長： それでは、議事の進行をさせて頂きます、どうぞ委員の皆様のご協力を宜しくお願いします。

それでは、（1）森林環境譲与税（仮称）及び新たな森林管理システムの制度について、また関連していますので、（2）本市における森林環境譲与税（仮称）に係る事業について、2 件続けてご説明お願いします。

事務局： 資料説明 省略

岡野議長： ご説明頂きました内容つきまして、皆様からご意見・ご質問を受け付けたいと思いますが、まずは、「森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）」について、ご質問がありましたらお願ひします。いかがでしょうか。

宮入委員： （資料）3 ページに譲与金額が出ていますが、これは年額でしょうか。

事務局： 年額です。31 年から 33 年までは、毎年 4,360 万円程度。細かい数字は出ていません、あくまで長野県による今現在の大まかな試算であり、長野市分です。

山口委員： （補足）

譲与額の試算は資料の 1～3 の条件をもとに、資料で示されている年度ごとの総額 200 億とか最終的に 600 億を全国ベースで割振るとこのような金額になります、あくまで試算です。

実際に税として徴収するのは平成 36 年度ですが、現場はその税のお金が来るのを待っていられないで、来年から一部をお配りしますということです。平成 35 年度まで特別追徴課税している 1,000 円の「震災復興税」を平成 36 年からは「森林環境税」に振り替えましょう。という発想で。当初から全額は出せないけど、前倒の譲与税の振替が終わったあと、平成 45 年度になりますが、全額譲与になりますという流れの中で、試算していくところになりますよということです。

ちなみに長野市は県下で一番の金額です。やっぱり、森林面積、人口も県下で最高ですので、逆に言いますと人口配分がありますので、東京都の一部のような

森林が非常に少ないところでも試算すると人口割合で結構な額が譲与されることになります。

岡野議長： 東京都でいうと奥多摩あたりは森林多いですよ、23区よりないんですけど。ほかに何かありますか？

井出委員： 4ページのところでわからないところがありまして、まず森林所有者が市町村に管理をお願いする場合、森林経営基準はどのような基準でお願いできるのか。

その他、お金の流れが見えてこない、委託した場合に経営管理受益権が所有者に返ってくるということは、たぶん経営管理を委託するお金が森林所有者の負担になるのか、それとも税金とか市が負担するのか、また実際間伐とかお願いする場合は森林所有者が負担することになると思いますが、そこに補助金があるのか、ないのか、そうすると収益が出るまでは、単純に持ち出しだけであれば、林業的に儲からないという話しになり、森林所有者がそんなに先行投資を行うとすればなかなか管理をお願いするという構図にならないと思うので、キャッシュ・フローが分かる範囲でいいので、どういうところに税が使われるのか、どのように負担が軽くなるのか教えていただきたい。

事務局： 1つ目の委託の関係ですが、国から示されているのは、「自ら管理が出来るか・出来ないか」という意向調査になっていて、「出来ない」という回答があったものについて、どうするかという話になります。

自ら管理をしている、管理をお願いしているところがあるという方々については、今までどおり管理して下さいと言うことになります。

管理を出来ないと回答している方について、今後市町村でどのようにやっていくのかという話になります。

井出委員： その時に、例えば持ち出しが大きいので「管理は出来ないけど、管理をお願いしたくない」という意見がでたら？

事務局： 基本的に、これは「意向調査」での回答が一つと、「本人からの申出」というものも当然受けられるという形もあるので、「お金がないから管理出来ない」からというのも1つだと思います。

大きくは意向調査の中で管理「自分で出来ない」「人にも頼めないし、誰かがやってくれるわけでもないので自分でできない」というものについては、その回答をもって、人工林がメインにはなるかと思いますが、市の方で、森林整備をどうやっていくか検討することになります。

井出委員： お金については多少負担してもいいという方については、経営管理をお願いするという方法で（いいですか？）

事務局：お金の話が別にあります、管理出来ないので市町村にお願いしますという中で大きく2つに分かれます。

1つは市町村が直接やっていくものと、意欲と能力のある林業経営者に再委託するというのがありますが、再委託のできる場所については、再委託を受けた林業経営者が、現在ある国の補助金、県の補助金制度を活用して森林整備を進めていく形になりますので、その林業経営者によってなんですが、若干の所有者からの負担金を出して頂くこともあるかもしれません、基本的にはお金の負担がない中で事業を進めていくことになると思います。

また、市町村が直接事業を行う分については、この森林環境譲与税を使って事業を行っていくことになると思います。中には間伐して、搬出を行っていく中で、収益が発生する等見込まれる場合、国の制度の中では、収益配分計画を立てなければならぬとされています。

井出委員：分収林的な要素が多少残るということですね。

事務局：分収という考え方かと思います。

井出委員：少し儲かりそうであれば収益の一部は「分ける」ということもあるわけですね。

事務局：可能性はゼロではないと思います。まだ、詳細がはっきりしない部分もありますが、そんな形になっていくのではないかと。

山口委員：(補足)

今の段階では、基本的には所有者さんの同意を得て、経営管理を市に委託しますよと言う場合、原則的には委託料は発生しない。

市にまかされた場合、林業として成り立つ場所と成り立たない場所に振り分けます。林業が成り立たない場所は、市が直接管理で環境譲与税を使って手入れをしていきます。

成り立つ場合は、意欲と能力のある林業経営体がそこを管理してくれることになり、経営体が自ら林業経営をやってもらうので、そこでは主伐もあれば間伐もあれば植栽もある、主伐があった時には、造林保育にかかる経費を見込んで差引、残りがあるときには所有者さんに配分しますよという配分計画です。

事前にある程度の取り決めをすることになり、これが現実問題、どこまで計画を作れるかは分からないです。どこだったら本当に経営が出来るのか、どう分けるのかとか、本当に難しい課題であり、現実に取り組もうとするとまだまだ課題が残っています。

岡野議長： 経営が難しい所、「考えた方がいいよ」という所を、市町村が直営的にやっていくことですから、多分そこで収益を上げて、所有者に戻るお金なんてないと思います。

収益が見込める所であれば、たぶん林業としてやっていけるという判断になると思います。むしろ前段は、特に環境面から森林環境税を投下してでも手入れをして整備をしていこうという所だと思います。

山口委員： 特に、国では人工林として手入れがなされていない林を1番のターゲットにしていますので、そこに対して人工林なのに手入れがされていないで放置されているところが、森林経営にすぐさま向くのかということが大前提にあります。そのため林班単位等で大きくとりまとめることが必要になります。

今、経営計画を立てて管理する人がいる場所は外し、そのままやってもらう。それ以外の管理出来てない山をどう管理するかということだととらえて頂きたいと思います。

井出委員： 逆に言えば、森林所有者には一切入ってこないということですね。

岡野議長： 管理がきちんとされている森林においては、最初の調査のところでここは経営が出来る所、完全に市町村でやるしかないですねという所は、どんな手入れしたって収益なんて上がる訳ありません。ただ人工林としてもある程度の年数立つてきていて、何かしなければならない所にこの森林環境税を入れて（負担なしで）整備をしていきましょう。マイナスが出るところへ税金を入れてやっていきましょうということです。

山口委員： 意向調査と現況調査が並行していくような形になるのではないか。この山あなたのところは、手入れされていませんからお預けしませんかという意向調査でもあり、逆に言うと、個人的見解ですけど、何でもかんでも市にお任せしますと言われても困ります。

岡野議長： なんでもかんでも引き受けていると森林の管理面積が増えますので、困りますね。

井出委員： 市町村にお任せするにあたって、見本林みたいなものを作ることはやらないですか。

山口委員： それは長野市が今後検討される中、森林環境譲与税で事業構築していくことはおそらく可能と思います。林業経営出来るところに、市が見本林を設定してではなく、一定の場所に、今回目指す森づくりはこういうものだという普及啓発用やPRの森林として設置して、管理してやっていくのはおそらくアウトではないと

思います。今のところ環境税の使い方として、明確にダメっていうのが示されていないのと、一応、言われているのは、今まで従来の国県の事業で出来るものは従来どおりやって下さい。

新たな特別課税でやるからには、新たな取組や拡充するものをやって下さいということです。特別課税としてやりますので、納税者の税金でやっていますので、納税者の理解を得られるような、個人の利益になるようなことは、避けてくださいという大前提を言っているだけですので、最終的には、各自治体でしっかり考えてやって下さいということです、そういう見本林が必要であり、PRの為、これから何年もかかって、同意を頂いていく中で、こういう山つくりをやりますという時に見本林がやっぱり欲しいと言う事であればやれない事業ではないと思います。

事務局：見本林の難しさは、何を目標にして管理していくのかによって、いくつかのパターンが考えられますので、市として1つに絞って見本を作るのか、また、いくつものパターンを作ることも可能かとは考えますが。見本林を作ることは非常に難しいと思います。

岡野議長：それは、森林そのものだけでなく、例えば林道からどれくらいはなれているかとか、それぞれの状況によって変わってくる。

事務局：どんな林にしたいのか、昔は所有者さんの意向がありましたけど、今は所有者の意向があまりない中で、意向をくみ取って見本林を作っていくことは難しいと思っています。

井出委員：飯綱地区にフィールド・ミュージアムという形になっていますが、昔の実験林という名称で、東京農工大学の名誉教授の先生が幾つかのパターンで見本林を作っているものがあります。どちらかというと自然環境メインかもしれません、元々林学の先生ですから、林学的な視点でも考えています。

もう1つは、今年8月のイベントの時にカラマツ伐採跡地を広葉樹林化しようというワークショップがあったのですが、例えば市有林で、カラマツ林を針広混合林にするとか広葉樹林にするなど、長野市はポテンシャルが高いのかなと思いますので、1つにフィールド・ミュージアムを生かすとか、長野市は圧倒的にカラマツ林が多いのでカラマツ林を針広混交林にするなど何パターンか出来ると思います。

岡野議長：見本林は本来、国や県で作るものだと思います。それを私有林が参考にしていくことが本来の形です。

時間の関係もありますので次に進めさせて頂きます。

次に「長野市における森林環境譲与税・新たな森林管理システムに係る事業」について、ご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。

まず、私からいいでしようか。

大変な事業になるということですね。年間約3,000haですか、すごい量になりますね。

事務局： 相当な数になってくると思っています。国においては、人工林を主体に調査しなさいとなっていますが、森林簿だけですべての人工林を拾えるかというと精度的に非常に厳しいと思っています。

現に林業事業体において経営計画を樹立するため、現地へ入ってみると森林簿では「その他広葉樹」となっているものの現状は「カラマツ」林ですということころがかなりあります。

当面は15年を目安に進める計画を立てる場合は、これくらいの面積をこなしていかないといけない、実際は来年度に入って事務を進めてみないと分からなといいう所です。

実際やっていく中で、全体計画の見直しも当然出てくるかと思っています。

岡野議長： 結構現場で、台帳に書いてある森林ではない場合もありますし、面積とか形もよくずれていることもよくある話なので大変な事業だと思いながら見ています。

15年で回るかどうかは別として、最初の1順でどこまでちゃんとしたデータベースを作れるかどうか、先ほどの説明であったようにエンドレス的に調査は続く中、かなりのマン・パワーが必要になってくると思いますが、これはやはり森林組合ですか。

事務局： 将来的には、委託等も考えていかないと難しくなってくると思います。

今のところ、実際どうなのか、やっていかないと分からないので、ひとまずまだ譲与税も金額も大きくない中で、市の方でも職員を増やしていただくよう必要はしていますし、ただいざれ譲与税額が大きくなしていく中で市の職員だけでは当然対応が難しいと思いますので、委託の方法等も今後検討していかなければと考えています。

岡野議長： 他に委員の方でご質問ありますか。

宮入委員： 今のお話の、新規事業を行うに当たり、スタート時、年間4,000万円位の中から、例えば市の職員さん等、調査のために専門職員さんを雇うような金額は入っているのか、いないのか。

事務局： 森林経営管理事業の中では、環境譲与税の対象に出来る職員は、一般職員は対

象にならないと国から言われており、対象になるのは、臨時、パート、嘱託職員については対象になります。

こうした中で、今職員課と協議をして、嘱託職員等を増やして頂きたいとお願っています。一般職員については簡単に増やすことは難しいと思います。

宮入委員： 人材確保について、マン・パワーの確保は出来ますと言うことですか。

事務局： そのとおりです。また、この事業が始まる前からある林政アドバイザーリスト制度という事業も活用していければいいのですが、林政アドバイザーリストについては、交付税措置があるので、環境譲与税としては対応できない、対象になる職員、ならない職員ということがどうしても出てくるとは思います。

宮入委員： 要望ですが、15年間かけてのローリング的な感じで、森林簿の1林班から順に書いてありますが、長野市は合併して色々な地域があるので、「うちの地区には15年間全く来てないよ」という寂しいことにならないような方法、各地にこういう制度を浸透させていく方法が検討できないか、調査事業の効果があるかないか分からぬ中でのスタートであるので、事業効果が出てきそうなところを含め併用して調査していただければと思います。

事務局： 参考にさせて頂きたいと思いますが、やっぱり、どこから始めるかが非常に難しいというのが現実です。どこから始めても何でそこからなんですか、ということがあると思います。

岡野議長： 市町村合併しているので、まだまだ地域の背負っている歴史がある。

事務局： 先ほども説明させて頂きましたが、意欲と能力のある林業経営者というのが、長野県において市町村ごとに今後指定されるので、場合によっては、「この辺を取りまとめていただければ、私たちで森林整備を行っていきます。」という要望があれば個別に対応させて頂きながら進めるのも一つだと思います。

すでに経営計画が立っている区域についても、「区域内のこの所有者が分からぬ」という場所についても個別に対応させて頂きたいと思います。どこから始めるかは難しい問題です。

岡野議長： 非常に悩ましい部分ですね。

井出委員： 今の件について、上から決めてしまえば簡単かもしれません、やり方はいろいろあると思います。たとえば公募みたいな仕組みがあればいいかなと思います。

1つには、調査の段階で、どこを優先するかという公募と、森林の持っている

機能を発揮するためには、間伐や主伐し用材利用のほか、バイオマスでの利用等、用途も多角的になってきているので、管理の方法や規模の大小、いろいろあっていいと思うので基本的に公募をベースで行うのはどうでしょうか。その辺も検討して頂きたいと思います。

中島委員：長野市の場合、合併しましたので、非常に色々な森林の状況があり、いくつか経営計画が立てられていますが、ある程度数字がまとまりやすいという所がある反面、全然そうではない、本当に細かく分かれて大変な所もあります。

このシステムで行くと15年で1サイクルですよね、その場合は所有者に通知を出してもスムーズに回答がこない、数年かかる場合もあり、平行調査ができる状況にない事が多々起こってくる、その辺の事業のズレをどう考えたらいいのか。

現状でも、所有者不明などの情報が森林簿にのっており、たまたま調査している区域に隣接区域にも同一所有者の土地がある場合などは、順を追っていくだけではなく、効率的に調査を行う方がいい場合も生まれてくると思います。

岡野議長：たとえば九州地方で、団地を作ろうとして森林の調査をしてみると中国人名義で、さらに業者を辿るとダミー会社の土地であって、今までのように団地化しようとしても進まない、ということも起こっています。

事務局：国においては、意向調査をして翌年には計画を立てなさいということですが、すぐ出来るのかという問題もあります。調査結果等によっては、当然、出来ない所もあります。

意欲と能力のある経営体によって森林整備が進む場所もあれば、手を挙げてくれない場所については、市町村で直接管理して行かなければいけないと考えておりますが、

地域には、自伐林家的にやってくれている団体等もあります。国は自伐林家を排除するという考えは持っていないので、逆に、市町村が全てを管理するのではなく、仕事を行ってくれる地域の団体とのマッチングも出来るのではないかと考えております。

岡野議長：いくつか柔軟に動ける形にしておきたいと思いますよね。おそらく調査委託を森林組合さんとか受けておられると思いますが、調査ばかりで現地の仕事が進まないこともあります。

先ほどの話のように、自伐林家のような方々が、上手く地域で活動できるような方法があればと思います。

国も分かっていると思いますが、北海道から沖縄まで、日本の森林は色々な形態があるので、すべてがうまくいくとは考えていないと思いますので、長野市はこれがしたいと「ガンガン」やっていった方がいいと思います。

事務局：こうしたマッチングの制度が出来れば、市の単独補助事業も検討していますので、事業を活用していただき、森林整備を進めていただければと思っています。

岡野議長：今回の制度は、一般の人から見ればこれはかなりインパクトがある制度なので、これはどの程度効果が出るかやってみないと分からず、財産の問題なので難しいことが多い多分にあると思います。

2番目の事業についていかがでしょうか。

森林と触れ合う技術や調査できる人の育成も必要ではないか、アルバイトや外部委託ができるとするなら、森林組合の方を講師に呼んで、森の見方や整備の方法等指導をしていただき活躍出来る人材を作っていくのもいいのかなと思います。

子供達に森林等触れて頂くというのは大いにやってほしいと思います。

チェーンソーを持つだけが講習ではないと思いますので少し考えて頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局：市の方でも、林業の専門技師も何人かいますし、今後こういう形で事業量が増えていく中で専門職は増員して欲しいと要望させて頂いています。

また、外部の任意団体もありますのでそういう方々や、長野県で養成されている林業士という制度もありますので、そういう方々の協力を得ていければと思います。

岡野議長：地域に人材がいてもらうということは、エンドレスで事業を行っていくものですから生きてくると思います。

宮入委員：地球温暖化防止のセンターの会議の中のことですが、地球温暖化防止の推進委員として市民の登録制度がありますが、同じように林業に関心のある方に林業の推進委員として登録するなどの長野市独自制度を作ったりして、仕事として林業までは大変だけど、森を支えていくために色々な方々に協力していただく仕組みが出来ればいいと思いました。

また、勝手な提案なので、ご検討いただきたいと思いますが、これだけ色々な事業があると、受け皿となる市民団体、事業者とかが大事になってくると思うのですが、色々な事業例を工夫研究されているのは十分、分かりますが、拡大するとか、多様化するとか扱い手のすそのを広げるのがこれから大事になってくると思いますので、市町村でこれをやりますから「さあ来て下さい」というのとは別に、市民の皆さんから事業提案して頂くのも良いのかなと思います。

例えば、1団体 20万円位だったら年間出せるので企画立てていただき補助

事業申請いただくとか、予算の範囲内で、2団体位は補助する事が可能なので、森とのふれあい事業とか関わるような事業を募集しますなど、市民や団体が係れるような補助制度を作つて頂けたらいいなと思います。

事務局： 資料8・9ページになりますが、森とふれあい体験補助、これが今、お話を頂いた関連になるかと思いますが、学校のPTA、外部の団体等が、市民対象や児童・生徒等を対象に森林体験的なものをやって頂いた場合に、そこで使う資材とか外部の講師をお願いした場合に謝礼代のほか、若干事務的なものが必要になるので、そういう経費に対して補助金が出せないかと考えている部分になります。

森林環境譲与税の使途に関しては、当然森林に関するものということがありますが、申し込んで頂いてある程度の範囲になりますけどもそういう活動してくれる団体に補助金を出して、森林に関する活動をして頂ければありがたいと考えています。

宮入委員： 10ページにありますが、市においていろいろな事業を考えていたとき相当事業量が多いと感じますが、民間とか、公民館とか、道の近くなどに、木のベンチを置きたいのですが、単純に体験物だけでなく、色々な森林・木材のPRに関するものに利用活用できてもいいのかなと思いました。

事務局： 今年度この森林環境譲与税の話があつたばかりで、事業は来年度より始めなければならない状況で、こんなことともあんなこともと出来るのではないかと考えさせていただいているが、これ以外にも使途として、いろいろな事が出来ると思います。

当然使途としての範囲内であれば、国から「あれはダメ、これはダメ」と言われないと思いますが、ここに示した事業以外もいろいろ検討できると思います。

今後、国においてガイドラインにしたかつて検討してまいりますので、皆様からも、いろいろとご意見いただければと思います。

宮入委員： いろいろと制約もあり、ボリュームもある事業だと思います。

岡野議長： 審議会においてもいろいろな意見をいただければと思います。

だいぶ時間が押してしまいました。③以降④も含めて、ご質問、ご意見も含めて手短にお願いいたします。

井出委員： ③の国・県・市の補助事業についてですが、県補助の部分として防災的な所がありますが、長野県の山は防災的な機能としても大事になってくると思いますが、今回の事業として県としてはどの程度リンクできるのか教えて欲しいと思います。

山口委員： 資料の中で、県の補助のここに書かれている中味ですが、これは県の森林税を活用した森林整備を中心としたものの中に、減災・防災を目的とした「危険な個所」これは今ピンポイント的に、私たちの方でいろいろなデータ、特にレーザー測量を使い微妙な地形、森林の現況等かなり把握できており、今まで手が入っておらず危険な個所を拾い上げて、市町村にその箇所をお示しして、そこを中心に森林税を活用して森林整備等を行うと9割の補助事業が受けられる。

実際に県補助を使って森林整備をした後、森林所有者さんの意向調査で「市に任せます」となった場合、市の方で受けるか受けないかを判断していただくことになりますが、逆に言うとそこについては手入れがされていますので、「管理がされている森林」ということになりますので、必ずしも市が直接管理しなくとも当面は管理されているという解釈にもなりますので、後は市の判断なります。

あわせて、もう1つ減災・防災ではなくて、県民協働による里山整備事業で地域の皆さんで森林整備に取組む場所については、自分たちが管理しますよという所をあえて市に管理権を渡してくださいと強制する必要はありません。先ほどもあったように、地域の人たちで出来る人にお願いするという橋渡しにもなっていくと思います。

岡野議長： 国や県の既存の色々な補助事業が出ていますが、まだまだ不足していることがある訳です。拡大というふうに考えているのは、今回の森林環境譲与税を使って充実させて使いたいとどちらいい訳ですよ。

事務局： 国の補助金で出来る場所、県の森林税で出来る場所がある訳ですけど、すべての事業を拾える訳ではありません、また国・県も予算の範囲内で行いますので、どうしても、国・県では、今年は出来ませんと言う場合もあります。市においても独自のメニューでやっている事業もありますが、補助メニューをさらに増やして、なおかつ早急に整備をしなければならないところに、補助金の制度を活用して森林整備を進めていきたいと思っています。

これら森林整備事業は、市でやる予定の事業が林業事業体等の集約化などの努力によって県の事業になることもあります。また、もっと面積を拡大していくば国の事業になることもあります。

また、逆に国・県にも予算がある中で逆のパターンありますのでお互いに連携を取りながら実施してまいります。

岡野議長： たぶん連携を取らないと出来ないと思います。こうした中でこの新しい制度をうまく活用できたらいいなという部分だと思います。

最後の基金の積立については、具体的にガイドラインによつては今後、変わつていく可能性もありますので、本日の議論は宜しいかと思います。今後ガイドラインを見ながらと言うことでいいですね。

事務局：譲与税については、年度ごとに使う事が理想ですが、県内の市町村ごとに金額が4千万円から数十万円金額にも差があるため、後年度以降の事業に充てるため、また、使用残を基金に積み立てて使っていきなさいということです。

岡野議長：目的積立ですよね。大きなお金が必要になって行くので積み立てていきますってことですよね。

小林（正）

委員：資料の数字確認ですが、他の資料にもありますが、私有林の全体面積が約35,000haと言うことでいいでしょうか。年間で意向調査事務量の記載がありますが、これは今想定される面積で実際やってみないと分からぬ部分もあると言う事で宜しいでしょうか。

事務局：はい。

宮入委員：新しい制度ですので、市民の皆様に周知する広報活動がすごく重要なので、広報に掲載するとか、地区への説明するタイミングを合わせて頂いて宜しいでしょうか。いきなり意向調査票が「ドン」と送り付けられてきて「何だ、これは」と言う様な騒ぎにならないよう広報活動をして頂きたいのと、委員の皆様も意欲的に関心を持っておられる方も多いので、例えば調査が終わったとか同意の傾向が見えた時点で審議会にも報告していただき、情報共有をさせて頂きたいと思います。また、ご検討ください。

中島委員：意向調査だけでなく、新規事業も31年度4月から同時に始まる訳ですから、市民の皆様が、自分達もこういう事業が使えますということを知らないことが多いので、関わりのある人たちだけではなく、知っていただけることがとっても大事になってくると思います。

事務局：こちらの資料には記載はしていませんが、森林環境譲与税が始まる段階で各市町村は、使途について公表していく説明責任があります。

今の段階では、新たな事業が決まっている訳ではありませんが、年度当初には何かしらの広報も必要だと考えています。

長野市はこのような事業をやって行きますと言うことをホームページ等で公表し、各年度末には、その実績も公表していかなければなりません。

また、そうすることが義務付けとなっています。同様に本年度、長野県の森林税頂いている事業で市町村が独自に使える「森林づくり推進支援金」についてもホームページで何をやる、また、やったものについては公表しなさいということになっていますので、同様の状況でやって行くことになると思います。

岡野議長：だいぶ時間が無くなつてしまひました。これでかなりまた、森林・林業を取り

巻く環境が変わっていくことが期待されます。池田委員さんどうでしょうか。

池田委員： 説明をいただきましたが、これだけよく細かいスケジュールや新たな事業内容など作っていることに感心しています。

やはり、これから皆伐・再造林時代と言われており、今後、人工林の林齢の平準化が必要と感じている中で、保育事業に対しての補助金制度はやはり強く要望するころです。

そうすることによって森林所有者の方に説明しやすくもなり、納得して頂けると思いますので進めていただきたい。また公共施設等の木質化の関係も、組合においても「木質化サッシ」も営業企画係と関連事業社さんと一緒に企画していますので、木質化事業が出来るといいと思います。

あと組合では、各地区で組合員さん対象に地区の懇談会をしていますが、松くいの過年度被災木のことについては、危険でもあり、見た目や景観上もよくありません、また、松くいではありませんが、公道沿いの小規模の支障木等の処理にも活用出来たらいいと思います。

岡野議長： 補助金は色々ありますが、結局はそこで生産される木材が経済価値を生み出さなければならぬ、お金をかけて切っても有効利用できなければいけないと思います。木質バイオマスもその一つですが、宮澤委員さんいかがですか。

宮澤委員： 「新たな森林システム」に関して、各林業事業体においては、森林經營計画が立て易い森林では、すでに立ててやっています。現状計画が立っていない森林は森林經營が出来ない山林と、經營ができるけれども所有者不明な森林が残っている状況です。これはある程度、パワープレーをしないと進んでいかないと思っています。これは力技なのでトラブルないように森林所有者さんに周知などをお願いしたいと思います。

岡野議長： 「新たな森林システム」については、今後事業が動きながら、いろんなことが起きてくることが予想されます。宮澤委員さんが言っていた通りある意味これはパワープレイなので、実際の事例などお知らせいただきながら皆様のご意見をいただきたいと思います。

次の（3）の林地台帳についての説明をお願いします。

事務局： 資料説明 省略

岡野議長： ご質問ござりますか。

ないようなので、これで議事（3）まで終わりましたので議事を終了させて頂きます。

その他

事務局： 岡野会長様、宮入副会長様、審議委員の皆様ありがとうございました。

4番のその他でございますが、次回の審議会日程ですが、来年2月頃予定させ頂きたいと思います。細かな日程については、年明け後調整させていただきたいと考えています。事務局から以上です。

全体をとおして何かございませんか。ないようであれば、本日の審議会を終了させて頂きたいと思います。

では、最後に小山森林農地整備課長から閉会のご挨拶を申し上げます。

#### 課長閉会挨拶

小山森林農地整備課長：

本日は、長時間にわたりまして貴重なご意見を頂戴頂きましてありがとうございました。

来年度から待ったなしで森林環境譲与税事業が始まります。先ほど来、事務局が申し上げたとおり、なかなかはっきりしたことを申し上げられない状況で、国からの情報もない、あるいは、我々の中でも財政当局との協議もしている状況の中で、なかなか来年度からこうすることをやりますと言えない状況です。

いずれにしても年度末までにしっかりと計画を立てて事業が進められるようやって行きたいと思います。

いずれにいたしましても、審議会委員の皆様のお力添えを賜りながら進めていきたいと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

本日は、大変ご苦労さまでした。